

コンフォートライブラリー

～快適な図書館～

益城町図書館運営基本方針



平成 22 年

益城町交流情報センター

益城町図書館運営基本方針

「コンフォートライブラリー」 ～快適な図書館～

1. 基本方針

益城町図書館は、住民の交流・情報の拠点である交流情報センターの中核的施設として、幼児から高齢者まですべての住民の利用に応えるため、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理して、時機に応じた新鮮な資料や情報を積極的に提供するとともに、図書サービスの拡充を図り、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる「快適な図書館（コンフォートライブラリー）」活動を展開する。

また、幼児・児童の読書意欲と読書習慣の形成のために、資料の提供ができるよう、収集・環境の整備に努め、幼児・児童の自主的な読書活動の推進に積極的に取り組む。

《目指すべき3つの図書館像》

“滞在型図書館”

快適で過ごしやすい雰囲気をかもし出し、日常の中で気軽に立ち寄れて時間を過ごすことができる“滞在型図書館”を目指す。

“交流型図書館”

幼児から高齢者まですべての住民が誘い合って訪れることができ、書籍を通じ住民の世代間の交流が促進するような“交流型図書館”を目指す。

“親子ふれあい図書館”

ボランティア等と連携して子ども読書活動を推進し子どもの生きる力を育み、親子が図書館を通じてふれあえる“親子ふれあい図書館”を目指す。

2. 重点取組事項

基本方針に沿って重点的に取り組む事項を次のとおり設定し、今後の図書館施策を展開する。

(1) さまざまな疑問に応えるレファレンスサービスの充実

読書案内やレファレンスサービス（調べもの、探しもの、お手伝いします!）を通じて、住民の暮らしの中での疑問に応えると同時に、学習や仕事等をするうえで必要となる資料や情報を適切に提供する。

(2) 子どもの読書の推進

子どもたちが読書の楽しさを知り自ら考え学ぶことができるように、必要なスペースを確保するとともに、ブックスタート事業をはじめ各種イベント等の実施により、子どもの読書活動を推進する。

また、保育所・幼稚園等と連携し、子どもの読書環境の整備を図る。

(3) 学校支援サービスの充実

学校図書館との連携を図り、団体貸出や学級貸出により、資料の援助を行うとともに、学校図書館の資料で解決できない調べ学習の課題等に対して、資料提供やレファ

レンズでの支援を検討する。

(4) 住民等との協働を推進

子ども読書活動の推進をボランティア等と協働して展開するとともに、各種ボランティアの養成や活動の場を提供し、住民とともに成長する図書館づくりを推進する。

3. 利用者に応じた図書館サービス

(1) 子どもへのサービス

魅力ある絵本やよみもの等を豊富に揃えるとともに、本の配架やテーマに沿った展示を工夫し、子どもたちが本の楽しさに出会い、自ら考え、学ぶ力を育むことができるサービスを提供する。

(2) 青少年へのサービス

読書離れ、活字離れの傾向が強い青少年に対して、本を読む、音楽を聴く、映像に親しむ、友達との交流を楽しむ居場所となるスペースを確保するとともに、その年代にふさわしい資料を収集し、読書への働きかけを行う。

(3) 成人へのサービス

一般的な資料に限らず、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等や起業に関する資料・情報を収集・提供し、仕事等につながる学習を支援する。

(4) 高齢者へのサービス

高齢化の進展に伴い、読書を楽しんだり、生きがいづくりを求める人が増加することが予想される中、高齢者向きの資料コーナーを設け、利用しやすくするとともに、人との出会い・交流の場を提供する。

(5) 障がいのある人へのサービス

図書館利用に障がいのある住民が利用しやすい施設整備に努めるとともに、大活字本や録音資料等の障がい者用資料を収集・提供する。

4. 資料収集方針

(1) 住民の求める資料、情報についてはできる限り提供するように努める。

(2) 住民の学習内容及び社会環境の変化を十分に考慮して、住民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を幅広く収集する。

(3) 住民のニーズを的確に把握し、新鮮で魅力ある資料構成に努め、住民の学習意欲の高揚、学習成果の満足に資する資料構成に努める。

(4) 資料は、益城町図書館の責任において選択し、収集する。

(5) 図書館員の個人的関心や好みによって収集しない。

(6) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしない。

(7) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。

5. 資料別収集方針

(1) 一般図書

ア 各分野にわたり、基礎的、入門的な図書から専門的な図書まで幅広く収集する。

ただし、学習参考書、各種試験問題等は原則として収集しない。

イ 住民が日常生活に必要な実用書をはじめ、教養・娯楽・趣味等各分野にわたり幅広く収集する。ただし、ギャンブルを奨励するような図書は収集しない。

(2) 児童図書

ア 子どもたちの自由な知的好奇心を刺激し、本に親しむことができるような図書や豊かな心を育むことができるような図書を収集する。

イ 普遍的な価値がある図書、住民のニーズが高い図書及び新刊の最良書はもれなく収集する。

ウ 小中学校の「調べ学習」に対応できるような各分野の資料を、複本も考慮して収集する。

(3) 青少年資料

「読書離れ」「活字離れ」が危惧されている青少年が、興味や関心を持ち親しみやすい、教養・娯楽・趣味等の資料を収集する。

(4) 参考図書

住民の調査・研究を援助する資料として、辞典、事典、年鑑、白書、書誌等を幅広く収集する。

(5) 郷土資料

益城町に関する資料は網羅的に、熊本県内の資料は必要に応じて収集する。

(6) 行政資料

ア 益城町や益城町が関係する団体の発行する資料については、幅広く網羅的に収集する。

イ 国や熊本県等の資料については、必要度の高いものを収集する。

(7) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に、地方紙、専門紙その他の新聞等を収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童及び青少年向け雑誌も含めて収集する。

(8) 視聴覚資料

学習、教養及び実用等に資するため、記録的、教育的、娯乐的価値がある音声・映像資料を、図書館向けデジタルコンテンツ配信サービス「ELIB (エリブ)」を活用し収集する。

(9) 障がい者サービス資料

ア 大活字本や録音図書等を中心に、身体に障がいがある人が利用できる資料を収集する。

イ 点字資料、録音図書については、県立点字図書館等との連携を図る。

(10) 寄贈図書

ア 益城町図書館は、資料の寄贈を受けることができる。

イ 寄贈図書については、内容、出版年、利用度、保存状態等を考慮し、購入図書を補完できるものを選定し受け入れる。

6. 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、町広報紙への掲載や図書館だより等の広報紙の定期的な発行、インターネット（交流情報センターホームページ）等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努める。